

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 即戦力となるプロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で確保する県内中小企業に対して予算の範囲内において補助金を交付し、県内企業の経営力向上・競争力強化を推進する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する「中小企業者」であり、埼玉県内に事業所を有する者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者であり、かつ、資本金10億円未満の企業で、県内経済への影響、中小企業との取引状況等を勘案し、県と協議の上対象とするものを含む。）をいう。

2 この要綱において「副業・兼業人材」とは、専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する人材をいう。

3 この要綱において「人材紹介手数料」とは、中小企業等が埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）の登録人材紹介事業者に支払う人材紹介に係る手数料をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者とは、拠点到相談の上、登録人材紹介事業者又は拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等をいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(交付基準)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(暴力団排除等に関する誓約)

第7条 補助事業者は、別紙1記載の誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は補助事業の内容を変更(次項の軽微な変更を除く。)、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象経費の増減が20%以内のものとする。

3 知事は、第1項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更等を行い、様式第4号の変更等承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了(補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。)した日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の支払は精算払によるものとし、補助事業者は、様式第7号の交付請求書により知事に請求する。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(人材紹介手数料等の返還に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、人材紹介手数料等の返還を受けた場合は、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、補助金の全部又は一部の支給決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 補助事業者は、規則第20条第1項の帳簿書類を補助事業の完了の日から起算して6年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければならない。

(その他)

第15条 県は、補助事業者に要綱に違反する事項が発覚した場合、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還させるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

| | |
|---------------|--|
| <p>補助対象事業</p> | <p>次の条件により、副業・兼業人材を確保すること。 ①契約日が当該年度の4月1日以降1月31日までの委託契約であること。 ②契約期間が6か月以内であること。 ③確保した人材が中小企業等の役員の3親等以内の親族でないこと。 ④人材紹介手数料の精算及び支払が当該年度の3月10日までに完了すること。 ⑤委託業務が完了し、精算の上、当該年度の3月10日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること。</p> |
| <p>補助対象経費</p> | <p>①補助事業者が登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料 ②補助事業者が副業・兼業人材に支払う報酬 なお、①及び②には消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。</p> |
| <p>補助率</p> | <p>補助対象経費の10分の8（千円未満切り捨て）</p> |
| <p>補助限度額</p> | <p>1件につき50万円</p> |

様式第1号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事 大野 元裕 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者の職氏名

下記のとおり、埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

| | |
|----------------|---|
| (1) 補助対象経費 | 円 |
| ①人材紹介手数料 | 円 |
| ②副業・兼業人材の報酬 | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 金 | 円 |

2 事業計画書

別添のとおり

3 添付書類

- (1) 申請者が登録人材紹介事業者に人材紹介サービスの申込みをしたことを証する書類（契約書、申込書の写し等）
- (2) 人材紹介手数料の金額が確認できるもの（見積書、手数料内訳書、手数料確認書等）
- (3) 人材を確保したことを証する書類（委託契約書の写し等）
- (4) 誓約書（別紙1）
- (5) 事業計画書（別紙2）
- (6) その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定に該当する営業を行う事業者であること。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者であること。
- (7) 副業・兼業人材が受入企業の役員の 3 親等以内の親族であること。
- (8) 企業の設立から現在に至るまでの間に、拠点を通じた副業・兼業人材を活用したことがあること。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：

事業計画書

別紙2

1 企業概要

| | | | | | | |
|------------|-----------------------|--|-------|---|----------------|------|
| 番号 | 記載方法については拠点にお問合せください。 | | | | | |
| 会社名 | | | 本社所在地 | | | |
| URL | | | 従業員数 | 人 | 売上高 (前年度実績) | 資本金 |
| 業種 | 事業内容 (具体的に) | | | | | |
| 事業内容 詳細 | | | | | | 年間休日 |
| | | | | | | 日 |

2 経営課題等

| | | | |
|-------------------|---|--------|--|
| 経営課題 (新たな取り組み) | 1 | (具体的に) | |
| | 2 | | |
| 具体的な 事業計画 | | | |
| 計画開始 時期 | | (具体的に) | |

3 人材ニーズ

| | | | | | |
|--------------|--|--------|----|---|----|
| プロ人材区分 | | 期間想定報酬 | 万円 | ～ | 万円 |
| 想定される役職 | | 補 足 | | | |
| 必要とする 人材像 | | | | | |

4 副業・兼業人材に関する事項

| | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|-----------------|------|---|---|
| 契約日 | 年 | 月 | 日 | 業務開始(予定)日 | 年 | 月 | 日 |
| 契約期間中の報酬 (消費税は含まない。) | 円 | | | 契約期間 | 年 | 月 | 日 |
| 人材紹介手数料 (消費税は含まない。) | 円 | | | 補助申請額 (自動計算) | 0 千円 | | |



着色部分は必須項目

様式第2号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合は、軽微なものを除いて、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事 大野 元裕 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者の職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について次のとおり変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

| | 補助対象経費 | | 交付申請額 | |
|-------------|--------|-----|-------|-----|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 人材紹介 手数料 | | | | |
| 報酬 | | | | |

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更内容が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第4号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付で変更申請のあった埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金について、交付決定の変更（中止・廃止）を承認したので、下記のとおり通知します。

記

1 変更（中止・廃止）する内容

| | | |
|-----------------|---|---|
| 変更（中止・廃止）前交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更（中止・廃止）後交付決定額 | 金 | 円 |

様式第5号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事 大野 元裕 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者の職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金について、事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 別紙「補助対象事業実績報告書」
- (2) 人材紹介手数料請求書の写し
- (3) 人材紹介手数料の納付が確認できるもの（領収書、振込明細、通帳写し等）
- (4) 報酬（委託費）の請求書の写し
- (5) 報酬（委託費）の支払いが確認できるもの（領収書、振込明細、通帳の写し等）

補助対象事業実績報告書

| | |
|----------------|------------------|
| 1 委託業務の内容 | |
| 2 契約日 | 年 月 日 |
| 3 契約期間 | 年 年 日 ～ 年 月 日 |
| 4 人材紹介手数料額 | 円 |
| 5 人材紹介手数料の納付日 | 年 月 日 |
| 6 契約期間の報酬（委託費） | 円 |
| 7 報酬（委託費）の支払日 | 年 月 日 |

報告日（ 年 月 日）現在、補助対象となる副業・兼業人材に委託した業務は完了し、報酬（委託費）及び人材紹介手数料を精算しています。

会社名 _____

代表者職・氏名 _____

様式第6号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金について、その額を確定したので下記のとおり通知します。

記

| | | |
|--------|---|----|
| 交付確定額 | 金 | 円 |
| (交付決定額 | 金 | 円) |

様式第7号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事 大野 元裕 様

住 所
名 称
代表者の職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振替口座

| | | |
|---------------|-------|------|
| 口座名義人 (カナ) | | |
| 金融機関 | 銀行 | 支店 |
| 口座 | 普通・当座 | 口座番号 |

3 添付書類
通帳写し

様式第8号

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金の返還に係る報告書

令和 年 月 日

(宛名)

埼玉県知事 大野 元裕 様

(申請者)

住 所
名 称
代表者の職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金額が確定した補助事業
について、下記のとおり（人材紹介手数料・報酬）の返還がありましたので、報告します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 人材紹介手数料返還額 金 円

3 報酬返還額 金 円

4 返還日 令和 年 月 日

5 返還の理由

6 添付書類

- ・人材紹介手数料の返還額（消費税等が含まれている場合はその金額が分かるもの）が確認できるもの
- ・報酬の返還額（消費税等が含まれている場合はその金額が分かるもの）が確認できるもの